

# 船舶事故調査報告書

令和2年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年2月3日 10時ごろ
発生場所	不明（和歌山県和歌山下津港西方沖）
事故の概要	漁船若吉丸は、ひき縄釣り漁を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 若吉丸、1.9トン WK3-19213（漁船登録番号）、個人所有 8.90m（Lr）×2.32m×0.54m、FRP ディーゼル機関、209.6kW、昭和60年3月30日 第252-27434号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月23日 免許証交付日 平成30年3月19日 （令和5年11月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	不明（消波ブロック乗揚げ時にシューピースに破損を生じた。）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約16℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、さわらひき縄釣り漁の目的で、令和2年2月3日07時00分ごろ和歌山下津港下津区の船だまりを出航した。 船長の親族（以下「本件親族」という。）は、15時ごろ船長の自宅を訪れたところ、船長がふだんは昼頃に帰宅していたものの、帰宅していなかったため心配になり、自らが勤務する会社の船舶を使用できるよう手配をするとともに、船長の家族に船長が所属する漁業協同組合に連絡するよう伝えた。 本件親族は、16時30分ごろ船長と同じ漁業協同組合に所属する

	<p>僚船と共に本船の搜索を開始し、17時20分ごろ同乗していた同僚に海上保安庁に通報するよう依頼した。</p> <p>和歌山県和歌山市田ノ浦漁港の防波堤で釣りをしていた者は、18時18分ごろ、衝撃音を聞き、周囲を見たところ、消波ブロックに乗り揚げている本船を発見し、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、本船に乗船しておらず、海上保安庁の巡視船艇及びヘリコプターにより搜索が行われ、5日09時20分ごろ和歌山県美浜町日ノ御崎南南西方沖を航行中の船舶に発見され、10時40分ごろうつ伏せ状態で漂流しているところを巡視艇により揚収された。</p> <p>船長は、大学法医学教室の医師により死因が短時間（推定）での溺死、死亡推定時刻が3日10時ごろと検案された。</p> <p>本船は、本件親族等が乗船した船舶によって引き出され、和歌山下津港下津区の船だまりにえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、来援した海上保安官が移乗した際、機関が極微速力前進の状態であった。</p> <p>本件親族は、船長がふだんは極微速力前進でひき縄釣り漁を行っており、船長が船尾部で魚を揚げる際に使用していた先端に鉤の付いた棒が船内に無く、また、船長の死亡推定時刻が10時ごろであるので、操業中に落水したと本事故後に思った。</p> <p>本船の船尾部ブルワークの高さは、甲板から約0.3mであった。</p> <p>船長は、ふだん和歌山下津港西方沖で操業していた。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、ふだんから操業中には携帯電話を身に付けておらず、本事故当日も自宅に携帯電話を置いていた。</p> <p>船長は、本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、3日07時00分ごろ和歌山下津港下津区を出航した後、18時18分ごろ田ノ浦漁港の消波ブロックに無人の状態に乗り揚げているところを発見され、また、船長は、5日09時20分ごろ日ノ御崎南南西方沖で発見された後、揚収され、医師により死亡推定時刻が3日10時ごろと検案されたことから、10時ごろ船長が落水して溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、本船の機関が極微速力前進の状態であったこと及び船尾部で魚を揚げる際に使用する先端に鉤の付いた棒が船内に無かったことから、ひき縄釣り漁の操業中に落水したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、和歌山下津港下津区を出航した後、操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルワークの低い小型の漁船で操業する際は、十分に注意して落水防止に努めること。</li> <li>・防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

